公認競技会の格付規程

（2026年11月1日施行）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）が公認する競技会について、競技レベルや開催規模を明確化することで、会員の競技会への参加を促進することを目的とする。

（適用の範囲）

第２条　協会が公認する全ての競技会を対象とする。

（格付内容および名称）

第３条　協会は、公認する競技会を参加者の競技レベルや開催規模に応じて、格付を行う。格付の名称は、グレードとし、重要度の高い順に１、２、３、４の４段階とし、それぞれグレード１（略称：G1）、グレード２（略称：G2）、グレード３（略称：G3）、グレード４（略称：G4）と称する。

２．グレード１は、協会が主催する国内最高位の競技会及び国民スポーツ大会とする。国際基準に準拠し、原則として同一会場で競技を行う競技会とする。

３．グレード２は、協会が主催するグレード１に準ずる競技会とする。国際基準に準拠し、原則として同一会場で競技を行う競技会とする。

４．グレード３は、ブロック別での競技会等、競技力向上のために開催される競技会とする。該当する競技会は、事前に主管団体が試合要項を競技運営委員会へ提出し、競技運営委員会の承認を経て、協会事業計画に公認競技会一覧として記載する。

５．グレード４は、普及育成のために開催される競技会とする。

６．複数拠点をオンラインで繋ぎ、同時に実施する競技会については、競技会全体の審判配置により、格付を決定する。

７．ランクリスト大会等、複数拠点で６項以外の方法で実施する競技会については、各競技会場の審判配置により、会場ごとに格付を決定する。

（主催試合）

第４条　　協会主催試合は協会事業計画に記載し、理事会承認を得るものとする。

（グレードと記録の公認）

第５条　　グレードと記録の公認は、記録公認規程による。

（用語の定義）

第６条　　審判員等の配置にあたり、以下の通り用語を定義する。

２．　大会会長は、大会の主催者を代表する。この役職は、グレード１及びグレード２の競技会においては原則として日本ライフル射撃協会会長とする。グレード３の競技会についてはブロック理事や加盟団体代表者に準ずる者をもって充てる。

３．　テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）は、競技会における技術面の一切の権限を持ち、ジュリー団、ならびに競技役員と緊密に連絡を取り、円滑な競技会運営を行う責任を負う。この役職は、テクニカルデレゲート制度規程に基づき選任された本部公認審判員をもって充てる。

４．　コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）は、競技会の準備、運営、管理に責任を負う。

５．　ジュリーオブアピール（上訴審判員）は、選手・監督・コーチ等からジュリーの裁定に対する上訴が提出された場合に、ISSF ルールとその精神に則り、最終裁定を下す。

６．　ジュリー（審判員）は、ISSF ルール 6.8 に則り、ルールに規定されていない事案も含め、あらゆる問題に対して裁定を下す。また、競技役員を助言し、援助し、監督する責任を負う。

７．　オフィサー（競技運営役員）は、ISSF ルール 6.1.5.2 および 6.9 に則り、ジュリーと緊密に連携し、競技会の準備、運営、管理の実務を行う。

８．　チェアパーソンは、長として担当領域のジュリー（審判員）を統括する。

９．　チーフは、長として担当領域のオフィサー（競技役員）を統括する。

10.　RTS（Results, Timing and Scoring）は、結果、時間計測、採点を意味する。

11.　EC（Equipment Control）は、用具検査を意味する。

12.　EST（Electronic Scoring Target）は、電子標的を意味する。

（グレードと競技運営体制について）

第７条　グレード１、グレード２の競技会においては、テクニカルデレゲートを配置しルールに則した競技会運営を厳格に実施する。

２．　グレード３の競技会においては、ルールに基づき競技運営を実施することとするが、テクニカルデレゲートに代わり本部公認審判員を２名、及び公認審判員１名を配置し、その指示の元に服装検査等に簡素化を図った競技会運営を行うことができる。

３．　グレード４の競技会においては、ルールに基づき競技運営を実施することとするが、テクニカルデレゲートに代わり公認審判員を２名配置し、その指示の元に服装検査等に簡素化を図った競技会運営を行うことができる。

４．　グレード１、グレード２の競技会においては、TD は、競技会終了後１週間以内に「競技会報告書（ジュリー・オフィサー配置状況、ジュリー評価表含む）」を競技運営委員会に提出する。

５．　グレード３、グレード４の競技会の公認審判員については、各加盟団体の責任においてこの規程に定められた公認審判員を配置する。主管する加盟団体が、協会が指定する様式の電子データに公認審判員を明記し、協会が指定する方式で提出する。

６．　競技会において、段級受験があった際には、主管する加盟団体が、協会が指定する様式の電子データに段級審査委員（公認審判員）を明記し、協会が指定する方式で提出する。

（グレードとファイナルの実施）

第８条　グレード１、グレード２の競技会で、ライフルおよびピストルのオリンピック種目の競技を行う場合は、当該大会の TD が実施不可能と判断する場合を除き、必ずファイナルを実施しなければならない。

（グレードと標的に撃ち込む弾数について）

第９条　グレードと標的に撃ち込む弾数については、ルールによる。

（グレードと段級受験について）

第10条　　グレードと段級受験については、次のとおりとする。

①　グレード１、グレード２については、すべての段級位の受験を認める。

②　グレード３、グレード４については、５段以下の受験を認める。

（グレードとランキング）

第11条　　協会は、次によりランキングを実施する。

①　対象の種目

100m ライフル	R3PM、R3PW、P60M、P60W、P60（スコープ付き）
150m ライフル	P60M、P60W
300m ライフル	R3PM、R3PW、P60M、P60W
スモールボア・ライフル	R3PM、R3PW、P60
エア・ライフル	AR60、AR60W
ピストル	50mP、25mPW、RFP、CFP、STP
エア・ピストル	AP60、AP60W
ビーム・ライフル	BR60、BR60W
ビーム・ピストル	BP60、BP60W

②　対象競技会

公認登録を行った全ての競技会を対象とする。

③　その他の競技会

理事会が派遣を決定した国際競技会（オンライン大会を含む）については、ランキングの対象とする。

（試合のグレードの公表）

第12条　　協会は、グレード２以上の競技会については当該年度の開始前に、事業計画書に記載するとともに、協会の Web で公開する。

２．　協会が公認する競技会においては、競技会の開催要項等にグレードを記載するものとする。

３．　グレード３の競技会について、事前に主管団体が試合要項を競技運営委員会へ提出し、競技運営委員会の承認を経て、協会事業計画の公認競技会一覧に記載の上、協会の Web で公表する。

（装薬拳銃、空気拳銃更新に際して認める競技会との関係）

第 13 条　　装薬拳銃更新のために協会が参加を必要と認める競技会は、グレード３以上の競技会とする。

２．　空気拳銃更新のために協会が参加を必要と認める競技会は、グレード４以上の競技会とする。なお、年間で１回以上はグレード３以上の競技会参加が必要。

（ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱との関係）

第 14 条　　ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱に定める競技会は、グレード４以上の競技会とする。

（インテグリティ教育との関係）

第 15 条　　インテグリティ講習会受講必須とする競技会は、グレード２以上の競技会とし、原則としてエントリー時に受講済みであることを参加条件とする。

（附　則）

第 16 条　　本規程の改廃は、理事会にて行う。

本規程は平成 20 年 12 月 13 日に改正され平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２．　本規程は平成 23 年 2 月 26 日に改正され平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

３．　本規程は平成 23 年 11 月 26 日に改正され平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

４．　本規程は平成 24 年 9 月 22 日に改正され平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

５．　本規程は平成 27 年 3 月 28 日に改正され平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（第６条追加 G3+以上のファイナル競技必須化）

６．　本規程は平成 28 年 2 月 20 日に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（第 3 条 G3+は総数 30 名種目で８名必須等追記）

７．　本規程は 2018 年 12 月 15 日に改正され、2019 年 4 月 1 日から施行する。

８．　本規程は、2020 年 2 月 22 日に改正され、2020 年 4 月 1 日から施行する。

９．　本規程は 2021 年 2 月 27 日に改定され、2021 年 2 月 28 日から施行する。（リモート大会について追加）

10.　本規程は 2021 年 5 月 29 日に改訂され、2021 年 5 月 30 日から施行する。（インテグリティ教育の項目を追加）

11.　本規程は 2022 年 7 月 9 日に改訂され、同日施行する。（ランキング対象種目３姿勢を 60 発競技に変更。付表参考２ G4 の役員配置人数を２名に変更）

12.　本規程は 2023 年 2 月 18 日に改訂され、4 月 1 日から施行する（グレード１～４の再定義、役職名の定義、ランキング対象の改定、役員配置の整理）

13.　本規程は 2024 年 5 月 25 日に改訂され、同日施行する。（国民体育大会→国民スポーツ大会へ名称変更）

14.　本規程は、2026 年 2 月 21 日に改訂され、同日施行する。（ニチラネットの文言を変更）

15.　本規程は、2026 年 10 月 10 日に改定され、2026 年 11 月 1 日から施行する。（第 10 条のランキング対象種目追加）

参考１　　公認競技会の格付と段級、記録公認等の一覧

グレード	受験できる段級	記　　録　　公　　認			
		日本記録	拳銃の参加認定	空気拳銃の参加認定	ライフル銃の参加認定
G1	制限なし	○	○	○	○
G2	制限なし	○	○	○	○
G3	５段まで	×	○	○ 注１ 注２	○
G4	５段まで	×	×	○ 注１ 注２	○

注１）空気拳銃の参加認定には、年間１回以上、G3 以上の競技会参加が必要。

注２）ランクリストは、同一月に２回以上参加しても、空気拳銃の再推薦及びライフル銃の技能講習免除推薦に必要な参加実績としては複数の競技の参加であっても参加回数は１回として扱う。なお、推薦に必要な記録としては、試合ごとに認める。この方針は、ランクリストの全種目に適用する。

付表　2－1　G1 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	主催者代表	１名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	主管責任者	１名
チーフレンジオフィサー（射場長）	本部公認	各射撃場１名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	本部公認	１名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	本部公認	１名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、１名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員	各射撃場１名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員	６名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員	各射撃場１名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	TD 名簿掲載者	１名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	本部公認	１名
ライフルジュリー	本部公認	３名以上
ピストルジュリー	本部公認	３名以上
RTS ジュリー	本部公認	３名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	本部公認	２名以上

注１）競技会運営役員と競技会技術役員は、相互に兼務できない。

注２）選手は、自らが出場する種目以外のチーフを除く競技会運営役員は兼務できる。

注３）オフィサーは、相互に兼務できる。

注４）ライフルジュリー、ピストルジュリー、RTS ジュリー、EC ジュリーは、相互に兼務できる。

付表　2－2　G2 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	主催者代表	１名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	主管責任者	１名
チーフレンジオフィサー（射場長）	本部公認	各射撃場１名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	本部公認	１名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	本部公認	１名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、１名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員が望ましい	４名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	TD 名簿掲載者	１名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	本部公認	１名
ライフルジュリー	本部公認	３名以上
ピストルジュリー	本部公認	３名以上
RTS ジュリー	本部公認	３名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	本部公認	２名以上

注１）競技会運営役員と競技会技術役員は、相互に兼務できない。

注２）選手は、自らが出場する種目以外の競技会運営役員は兼務できる。選手は、自らが出場する種目以外の競技会技術役員のうち、TD、ジュリーオブアピール、チェアパーソンを除いたジュリーを兼務できる。

注３）オフィサーは、相互に兼務できる。

注４）ライフルジュリー、ピストルジュリー、RTS ジュリー、EC ジュリーは、相互に兼務できる。

付表　2－3　G3 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	配置が望ましい	１名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	配置が望ましい	１名
チーフレンジオフィサー（射場長）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	公認審判員が望ましい	１名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	公認審判員が望ましい	１名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、１名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員が望ましい	１名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	本部公認	１名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	本部公認	１名
ライフルジュリー	チェアパーソンのみ公認審判	１名以上
ピストルジュリー	チェアパーソンのみ公認審判	１名以上
RTS ジュリー	チェアパーソンのみ公認審判	１名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	チェアパーソンのみ公認審判	１名以上

注１）競技会運営役員と競技会技術役員は、相互に兼務できない。

注２）選手は、競技会運営役員は兼務できる。選手は、競技会技術役員のうち、TD、ジュリーオブアピール・チェアパーソンを除いたジュリーを兼務できる。

注３）競技会運営役員は、相互に兼務できる。

注４）競技会技術役員は、TD、ジュリーオブアピール・チェアパーソンを除き、相互に兼務できる。

付表　2－4　G4 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	配置が望ましい	１名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	配置が望ましい	１名
チーフレンジオフィサー（射場長）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	公認審判員が望ましい	１名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	公認審判員が望ましい	１名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、１名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員が望ましい	１名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員が望ましい	各射撃場１名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	公認審判	１名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	公認審判	１名
ライフルジュリー	公認審判員が望ましい	１名以上
ピストルジュリー	公認審判員が望ましい	１名以上
RTS ジュリー	公認審判員が望ましい	１名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	公認審判員が望ましい	１名以上

注１）選手、競技会運営役員、競技会技術役員は、TD を除き、相互に兼務できる。